

令和3年 9月 9日

町内小中学校保護者 様

武豊町教育委員会教育長
加藤 雅也

9月13日（月）以降の学校運営について（お知らせ）

2学期が始まり、1週間以上が過ぎました。その間、学校ではこれまで以上に感染防止対策を施し、児童生徒に注意喚起を行いました。また、この1週間の地域の感染状況を見ると、8月下旬に比べて感染者数が減少し、一定の割合で落ち着いていることが分かります。

「地域の感染状況を踏まえ、可能な限り学校教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保証していく」という国の方針を鑑み、9月13日（月）以降の学校運営を下記のとおりといたします。ご理解、ご協力の程、お願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

引き続き警戒度を最大にし、感染防止対策を徹底した上で学校教育活動を継続していきます。

2 9月13日（月）以降の対応

- ・小中学校とも、通常日課に戻します。
- ・体育の学習を再開します。ただし、緊急事態宣言中は、「児童生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は行わず、個人で行う運動を中心に学習します。
- ・小学校では、学校規模・児童の実態に応じて、段階的に休み時間の外遊びを再開します。ただし、ドッジボールや鬼ごっこなど、児童が「密集したり、近距離で接触したりする遊び」は当分の間、自粛します。
- ・緊急事態宣言中は、部活動は実施しません。

3 登校の判断について（緊急事態宣言中）

- (1) お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合、お子様の登校を控えてください。
 - (2) お子様は濃厚接触者でなくても、同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、お子様の登校を控えてください。
 - (3) お子様に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控え受診することをご検討ください。
- ※ (1)～(3)に加えて、感染が不安で児童生徒を休ませる場合も欠席ではなく「出席停止」扱いとします。

上記の内容はご自身のお子様のみならず、他の児童生徒及びその家族を守ることに繋がります。必ずお守りください。

4 その他

- ・本人及びご家族が濃厚接触者に特定された場合、または、感染が疑われ検査を実施する場合は、必ず速やかに学校または教育委員会へ連絡をしてください。（土日祝も含む）
- ・本人及びご家族の感染が判明した場合は、必ず速やかに学校または教育委員会へ連絡をしてください。（土日祝も含む）
- ・学校で、感染者が出た場合、その感染状況に応じて、「学級閉鎖」「学年閉鎖」「学校全体の臨時休業」を行う場合があります。（急な連絡になる場合があります。そ場合の対応について、事前にご家庭でもご相談ください）
- ・急な学級閉鎖等に備えて、タブレットを活用した支援について今後も準備を進めていきます。配信確認や接続テスト等ご家庭での補助をお願いする場合もあるかと思いますが、ご理解ご協力の程、お願いいたします。

連絡先：武豊町教育委員会 指導主事 岩田 圭司

TEL：0569-72-1111